

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他有価証券債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 証券会社(法第2条第9項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第2条第2号に掲げる外国証券会社をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) <u>資本金</u>の額が3億円以上であること。</p> <p>(b) 純財産額が20億円以上であり、かつ、<u>資本金</u>の額以上であること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>b 証券会社又は外国証券会社以外の者</p> <p>(a) <u>資本金</u>の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上であること。</p> <p>(b) 純資産額が20億円以上であり、かつ、<u>資本金</u>の額又は出資の総額以上であること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他有価証券債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 証券会社(法第2条第9項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第2条第2号に掲げる外国証券会社をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) <u>資本</u>の額が3億円以上であること。</p> <p>(b) 純財産額が20億円以上であり、かつ、<u>資本</u>の額以上であること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>b 証券会社又は外国証券会社以外の者</p> <p>(a) <u>資本</u>の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上であること。</p> <p>(b) 純資産額が20億円以上であり、かつ、<u>資本</u>の額又は出資の総額以上であること。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第2項の規定により当社が指定した期日の前日まで DVP 参加者とみなして、第17条、第18条、<u>第39条、第41条、第43条(第1項第1号を除く。)</u>第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)、<u>第13章及び第14章の規定を適用する。</u></p> <p>(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)</p> <p>第30条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、理由を示して、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <u>総株主の議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)</u>又は出資に係る議決権の過半数が当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第2項の規定により当社が指定した期日の前日まで DVP 参加者とみなして、第17条、第18条、<u>第43条(第1項第1号を除く。)</u>第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、<u>第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)</u>及び第14章の規定を適用する。</p> <p>(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)</p> <p>第30条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、理由を示して、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <u>総株主の議決権(商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第4項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。)</u>又は出資に係る議決権の過半数が当社の有価証券債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

<p>(3) (略)</p> <p>3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1) <u>資本金</u>の額又は出資の総額が 3 億円を下回ったとき。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第 8 3 条 DVP 参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該 DVP 参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告があったとき。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(一括清算)</p> <p>第 8 4 条 DVP 参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告 (以下「一括清算事由」という。) があった場合において、当該 DVP 参加者が一括清算事由発生の時点において差引支払参加者であり、かつ、当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該 DVP 参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該 DVP 参加者と当社との間に存在する全ての金銭支払返還債務 (DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払債務に起</p>	<p>3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1) <u>資本</u>の額又は出資の総額が 3 億円を下回ったとき。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第 8 3 条 DVP 参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該 DVP 参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、<u>整理開始</u>、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告があったとき。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(一括清算)</p> <p>第 8 4 条 DVP 参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、<u>整理開始</u>、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告 (以下「一括清算事由」という。) があった場合において、当該 DVP 参加者が一括清算事由発生の時点において差引支払参加者であり、かつ、当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該 DVP 参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該 DVP 参加者と当社との間に存在する全ての金銭支払返還債務 (DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払</p>
--	--

因する第70条第2項及び第91条の規定により当該 DVP 参加者が負担する支払債務（以下「DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。）並びに当該 DVP 参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。）及び有価証券引渡返還債務（当該 DVP 参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務及び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該 DVP 参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該 DVP 参加者の一の債務となるものとする。

2～5 （略）

付 則

この改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

債務に起因する第70条第2項及び第91条の規定により当該 DVP 参加者が負担する支払債務（以下「DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。）並びに当該 DVP 参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。）及び有価証券引渡返還債務（当該 DVP 参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務及び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該 DVP 参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該 DVP 参加者の一の債務となるものとする。

2～5 （略）